（平成三十年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一一一を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九五四三五八を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

一　平成二十九年度における地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

二　二兆千八百五十二億九千五百四十五万五千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の二第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇六四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四三九四三を乗じて得た額（五百円未満の端数があるとき

二～五　［略］

［削る］

9　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額と附則第十九条の十五第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第三項から第六項までの規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額との合算額」とする。

（平成二十九年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。第五項及び第六項を除き、以下同じ。）に当該道府県の次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。第五項及び第七項を除き、以下「補正指数」という。）に附則別表第十三(1)のAに定める当該補正指数に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二一一四を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・七五を超える場合は、〇・七五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四七四二五を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）とする。

［新設］

一～四　［同上］

五　平成二十四年度における地方交付税法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における地方交付税法第十一条の規定によつて算定した当該年度の基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　二兆二千百七十四億八千五百八十八万六千円と各道府県について前項の規定により算定した額の合算額との間に差額があるときは、その差額を同項の規定により算定した額の最も大きい道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

3　各市町村の法附則第六条の二第一項第二号に掲げる額は、当該市町村の控除前財源不足額に当該市町村の補正指数に附則別表第十三(2)のAに定める当該補正指数の段階に応ずる率を乗じて得た数と同表のBに定める当該補正指数の段階に応ずる数を合算した数に〇・二〇四二を乗じて得た率（ただし、当該率が〇・八五を超える場合は、〇・八五とする。）を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。）に、〇・九九四〇二五四を乗じて得た額（五百円未満の端数があるときは